

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	文部科学省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の給付金の代理受領について</b>		
提案市	安曇野市		
提案要旨	今年度創設された、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の給付金について、市町村が直接保護者に支払うこととされたが、施設設置者等への法定代理受領を容認することを要望する。		
提案理由	標記給付金の支給要件を満たすかどうかは、施設側の事情であり、保護者には理解しにくい。また、代理受領であれば、市と施設のやり取りで行え、保護者の手続き上の負担を軽減することが出来る。 保護者の視点に立った手続きを自治体が選択できるよう制度改正を要望するものである。		
現況及び課題等	施設型給付費や国の幼児教育・保育の無償化の施設等利用給付費はいずれも施設設置者等にも支払えるよう法定代理受領を容認されているが、標記給付金には一切認めないこととされている。		
関係法令	*法令等名 子ども・子育て支援法		